

人間ドック等利用規程

制定 平成 17 年 4 月 1 日
改正 平成 19 年 4 月 1 日
改正 平成 23 年 4 月 1 日
改正 平成 27 年 4 月 1 日

人間ドック等利用規程

(目的)

第1条 この規程は、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的として、エイチ・アイ・エス健康保険組合が保健事業として実施する人間ドック、簡易生活習慣病健診、生活習慣病健診（以下「健診」という。）等疾病予防事業について定めるものとする。

(健診等の種類と受診資格)

第2条 健診等の種類と受診資格は次のとおりとし、受診資格を有する者は健診の種類を選択することができる。

(1)

健診の種類	受診資格
(1)人間ドック	満35歳以上の被保険者及び被扶養者 人間ドックの種類は、日帰りドックとする。
(2)生活習慣病健診	満30歳以上の被保険者及び被扶養者
(3)簡易生活習慣病健診	満30歳未満の被保険者及び被扶養者 (希望すれば30歳以上も受診可能)

(2)

予防接種	受診資格
インフルエンザ	被保険者及び被扶養者全員

2 第1項第1号の健診の受診資格については、3月31日に到達する年齢をもって資格を有するものとする。

(健診実施医療機関と健診内容)

第3条 健診実施の医療機関と健診内容は次のとおりとする。

(1) 人間ドック、簡易生活習慣病健診、生活習慣病健診については、エイチ・アイ・エス健康保険組合と契約を締結した医療機関（以下「指定医療機関」という。）で受診するものとする。ただし、やむを得ない事由により健康保険組合連合会が指定した医療機関で受診した場合には、その費用を補助することがある。また、インフルエンザの予防接種は、指定医療機関以外でも可とする。

(2) 健診別の健診項目は健保ホームページに記載の通りである。

(健診等に要する費用の補助)

第4条 人間ドック、簡易生活習慣病健診、生活習慣病健診及びインフルエンザ予防接種に要する費用の全額又は一部を、エイチ・アイ・エス健康保険組合が補助することとする。補助額については、次のとおりとする。

(1)

健診の種類	補助額（限度額）
(1)人間ドック	60,000円（補助額を超えた分は自己負担）
(2)生活習慣病検査	31,000円（補助額を超えた分は自己負担）
(3)簡易生活習慣病検査	6,500円（補助額を超えた分は自己負担）

(2) インフルエンザの予防接種は、1人3,500円まで補助する。

2 健診内容により、自己負担が必要となった場合、その自己負担額はカフェテリアポイントの利用を認める。

(利用手続)

第5条 健診を受けようとする者は次の各号の手続によるものとする。ただし、インフルエンザの予防接種については、医療機関の領収書による精算とする。

- (1) 健診の受診希望者がインターネット健保サイトの「健診予約システム」にアクセスし、希望する契約医療機関を選択し直接医療機関に予約を行い、利用日が確定次第、サイトの申込画面に申込内容を入力し、送信ボタンを押す。
- (2) 手続きが済めば「健康診断受診承認書」が返送される。内容を確認し、受診当日、健診受診承認書を持参する。
- (3) オプション健診についても、「健診予約システム」から実施可能なオプション健診項目を選択し、同様に申込を行う。
- (4) 自己負担額が表示されるため、カフェテリアポイントの利用について、申込時に記入する。原則として、自己負担額はカフェテリアポイントを利用する。

(利用の回数)

第6条 各種健診及びインフルエンザ予防接種は、1人につき年度1回の利用を限度とする。ただしインフルエンザの2回接種法によるときは、1回とみなすものとする。

(利用の制限)

第7条 受診者名を不正に申告してはならない。受診者名に偽りがあったときは、この健診に要する費用は利用名義人が負担するものとする。

(受診資格、健診種類及び健診内容の変更)

第8条 この規程に定める受診資格、健診種類及び健診内容は医師の助言にもとづき理事会の決定によって変更することができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。